

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者及び住所

指名停止措置業者	住 所
九州防水 株式会社	(本店) 福岡県久留米市合川町 422-18
	(福岡支店) 福岡市博多区金の隈 3-10-7

2. 指名停止の期間

令和2年6月18日 から 令和2年10月17日 まで (4箇月間)

3. 指名停止理由

当該業者の元役員は、贈賄の疑いで令和2年6月14日に逮捕された。
この事実は、広川町指名停止等措置要綱第3条別表その2第3号に該当する。

※広川町指名停止等措置要綱 第3条 (指名停止)

別表その2第3号

次のイ、ロ又はハに掲げる者業務に関して国、他の地方公共団体その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等

ハ 使用人

【期間】ロ 逮捕又は公訴を知った日から1箇月以上4箇月以内

問い合わせ先

広川町役場会計室会計係

福岡県八女郡広川町大字新代 1804-1

電話 0943-32-1951